１　令和５年度普通交付税概要

　この資料は、「地方交付税法(昭和25年法律第211号)」及び「普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)」に基づき決定された普通交付税の概要をとりまとめたものである。

　※　令和５年度普通交付税は、国の補正予算（第１号）を受け再算定が行われ、変更交付決定がなされ、普通交付税が当初算定時より増額されている。

１　地方交付税の総額

　当初算定時、地方交付税の総額（当初）は、18兆3,611億円で前年度（当初）（18兆538億円）に比べ、+3,073億円、+1.7％となった。

　地方交付税の総額の主な内訳は、国税５税（所得税・法人税の33.1％､酒税の50％、消費税の19.5％及び地方法人税の100％）の額18兆8,419億円（過年度精算分除く）、国の一般会計からの加算額154億円等である。

　その結果、普通交付税は17兆2,594億円、特別交付税は1兆1,017億円となっている。

　その後、令和５年の国の補正予算により、普通交付税が5,436億円、特別交付税が305億円増額されたため、変更後の総額は18兆9,353億円となった。

　なお、臨時財政対策債発行可能額の総額は9,946億円となっている。

２　本県市町村分の普通交付税額（再算定後）

　本県における市町村分の普通交付税の交付額は、2,001億1,690万3千円（対前年度比7.0％増）である。なお、臨時財政対策債発行可能額は189億5,664万4千円で、これを普通交付税に合算した額は2,190億7,354万7千円となる。

３　本県市町村分の普通交付税の特徴

令 和 ５ 年 度 普 通 交 付 税 決 定 状 況

 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 令和５年度(再算定後)Ａ | 令和４年度(再算定後)B | 増　減　額Ｃ(Ａ－Ｂ) | 増　減　率Ｃ／Ｂ ％ |
| 基準財政需要額 | 市 | 1,123,473,726 | 1,085,831,323  | 37,642,403  | 3.5% |
|  町村 | 98,205,539 | 95,401,678  | 2,803,861  | 2.9% |
|  計 | 1,221,679,265  | 1,181,233,001  | 40,446,264  | 3.4% |
| 基準財政収入額 |  市 | 961,585,441  | 935,757,123  | 25,828,318  | 2.8% |
|  町村 | 59,976,921  | 58,420,798  | 1,556,123  | 2.7% |
|  計 | 1,021,562,362  | 994,177,921  | 27,384,441  | 2.8% |
| 交付決定額 |  市 | 161,888,285  | 150,074,200  | 11,814,085  | 7.9% |
|  町村 | 38,228,618  | 36,980,880  | 1,247,738  | 3.4% |
|  計 | 200,116,903  | 187,055,080  | 13,061,823  | 7.0% |

　　　　※需要額・収入額については、錯誤額を含み、不交付団体を除いた額である。

(1)　基準財政需要額

　　基準財政需要額（不交付団体除く。）は、社会保障関連経費や地域デジタル社会推進費が増加したことに加え、臨時財政対策債発行可能額が抑制された。加えて国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため、令和５年度に限り、「臨時経済対策費」及び「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。それらの影響などにより、前年度と比較して約404億円増加した。

 (2)　基準財政収入額関係

　　基準財政収入額（不交付団体除く。）は、地方消費税交付金や市町村民税（所得割）や固定資産税が増加したことなどにより、前年度と比較して約274億円増加した。

４　本県市町村分の臨時財政対策債発行可能額

　令和５年度の臨時財政対策債の発行可能額は、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する方式〔財源不足額基礎方式〕により算出した額となっている。

　　発行可能額：　県　計　　 189億5,664万4千円

２　令和５年度地方特例交付金の概要

　**１　地方特例交付金**

　〇個人住民税減収補填特例交付金

　所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されている。

 本県における令和５年度市町村分の地方特例交付金の交付額は、下記のとおりである。

 　交付決定額　　　　　　　　　　 90億7,339万8千円

　 　　 市　計　 86億2,763万円

　　 町村計　 4億4,576万8千円

１　主な用語の説明

 (1)　普通交付税

 地方交付税の主体をなすもので、基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する地方公共団体に

　　その不足相当額が交付されるものであり、交付総額は地方交付税総額の９４％相当分である。

 (2) 特別交付税

　　　普通交付税の算定方法では捕捉されなかった災害等の特別な財政需要を考慮して交付されるものであ

　　り、交付総額は地方交付税総額の６％相当分である。

 (3) 基準財政需要額

　　　各地方公共団体における財政需要を一定の方法により合理的に計算した額をいう。

　　　基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数

 (4) 基準財政収入額

　　　各地方公共団体における法定普通税を中心とした税収入額を一定の方法により計算した額の７５％相

　　当額等をいう。

 (5) 単位費用

　　　標準的な地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政運営を行う際の各測定単位当たり費用をいう。

 (6) 測定単位

　　　地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位をいう。

 (7) 補正係数

 基準財政需要額を算定する際、各地方公共団体の人口規模や地理的条件などの要因による費用の差を

　　反映させるため、測定単位の数値を割増し又は割落としするための係数をいう。

 (8) 財源不足額

　　　基準財政需要額－基準財政収入額＝Ａ

　　　Ａが正数の場合、Ａを財源不足額といい、Ａが負数の場合、Ａを財源超過額という。

 (9) 調整率

　各地方公共団体の財源不足額の合計額が、普通交付税総額を超過する場合に、総額に合わせるための減額率をいう。

 　　 調整率 ＝ 財源不足額の合計額－普通交付税総額

 　 　　　　　　　　財源不足団体の基準財政需要額の合計額

２　他の資料と比較検討する際の留意点

 (1) 基準財政需要額の経費の種類は、概ね地方財政状況調と一致しているが、詳細については区分内容を

　　参照されたい。

 (2) 基準財政収入額は、各税目で計算方法が異なり、かつ理論計算されていることに留意されたい。